

## 認可外保育施設への防音工事費等の助成を求める意見書

未来の沖縄県を担う子供たちの健やかで豊かな成長は県民の願いであるが、米軍嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音によって、その周辺で生活する子供たちへの難聴などの発育の影響や精神的不安定、睡眠障害など心身にさまざまな悪影響を及ぼすことが懸念されているところである。しかし、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律等に基づく防音対策事業においては、認可外保育施設は補助の対象とはされていない。

認可外保育施設も公立保育所・認可保育園と同様に乳幼児を保育する施設の一つであることに変わりはなく、子供たちの心身の発達の重要な時期である乳幼児期において保育環境に格差があってはならない。

よって、国におかれては、乳幼児の健やかな成育環境を保障するため、航空機騒音被害の低減を図る必要があることから、下記の事項について実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 公立保育所・認可保育園と同様に、米軍嘉手納飛行場及び普天間飛行場を離発着する航空機による騒音によって影響が及ぶ認可外保育施設を防音対策事業の補助対象施設とすること。
  - 2 防音対策事業の補助対象経費には、防音設備、空調設備に対する工事費のほか防音対策事業関連の維持費も含めること。
  - 3 騒音による乳幼児の健康、成育への影響に関する実態把握を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月11日

沖縄県議会

内閣総理大臣	}	宛て
財務大臣		
防衛大臣		
沖縄及び北方対策担当大臣		

